取 扱 基 準

名 称	新潟仏壇組合補助金
補助区分	運営費補助 □ 事業費補助 ■
補助金の概要	経済産業省指定の伝統的工芸品「新潟・白根仏壇」の伝統産業の振興 を図ることを目的とする同組合に対する補助金
目標	数値化 □ 非数値化 ■
<u>補助事業者</u>	新潟仏壇組合
補助対象経費の 内 容	同組合が実施する「伝統的工芸品などに関する事業」「技術発表展示事業」「講習会、研修会事業」「研修視察に関する事業」「新潟仏壇展示会事業」及び「広告事業に関する事業」など経費の一部
補助額 及びその算定方法 又は補助率	92,000円 (定額補助) ※実行補助率は実際の申請により決定するため未定 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該組合の運営費の一部は新潟市の補助金に基づくものである旨を公表 [媒体] パンフレット等
担当部署	経済部 企業誘致課 電 話 025-226-1689 (直通) e-mail kigyo@city.niigata.lg.jp